

り災証明書

支援制度の申請や保険の請求などに必要となることがある証明書です。
被害状況は、現地調査（自己判定方式の場合は被害状況が分かる写真）で確認します。

自己判定方式は被害の程度が軽微で、申請者が「準半壊に至らない（一部損壊）」という被害の程度に同意できる場合の判定方式です。実地調査を行わないため、短期間でり災証明書が交付されます。

■申請方法

- | | | |
|----------------------|--------------|---|
| 1. 窓口申請 | 受付時間
必要書類 | 8:30～17:15(土・日、祝日含む)
り災証明書等交付申請書
本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
被害状況が分かる写真（自己判定方式の場合） |
| 2. 郵送申請 | 必要書類 | り災証明書等交付申請書
本人確認書類の写し
被害状況が分かる写真（自己判定方式の場合） |
| 3. マイナポータル（ぴったりサービス） | | マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り機器が必要です。
※マイナンバーカードの読み取りは、スマートフォンからできます。（一部機種除く） |

■申請期限

12月27日(金)

■申請先

〒926-0046 七尾市神明町1番地 ミナ.クル2階
七尾市役所総務部税務課

問 り災証明書コールセンター ☎57-5518

その他の支援・お知らせ

- | | |
|-----------------------------|--------------------------------|
| 保育園・認定こども園の保育料減免
→ 9ページへ | 市・県民税の申告受け付け延長
→ 10ページへ |
| 児童扶養手当の特例措置
→ 9ページへ | 復旧作業の際は安全確保をお願いします
→ 10ページへ |
| 国民年金保険料の特例免除
→ 9ページへ | 上下水道の使用に関してのお知らせ
→ 11ページへ |
| 諸証明の発行手数料免除
→ 10ページへ | 今月の休日医療、体調管理にご注意を！
→ 12ページへ |

総合支援窓口を開設しています

開設場所	内容
フォーラム七尾 多目的ホール (パトリア4階)	<ul style="list-style-type: none"> 被災住宅の緊急修理支援 被災住宅の応急修理支援 応急住宅の入居支援 被災家屋などの解体撤去 被災者生活再建支援金 災害義援金
開設時間	9:00～17:00(土・日、祝日含む)

令和6年能登半島地震で被災された皆さまへ

支援制度のご案内



家が被害を受けた

- ・修理したい、建て直したい
- ・仮設住宅に入居したい
- ・家の中を片付けたい

り災証明書 → 3ページへ

地震による住家の被害について、り災証明書を発行します。
※納屋、空き家、店舗などは「り災届出証明書」を発行します。
問 り災証明書コールセンター
☎57-5518

災害ボランティアの派遣 → 9ページへ

自宅の後片付けや荷物の運び出しなどのお手伝いをします。
問 七尾市災害ボランティアセンター
☎58-3953

家の修理、建て直し

- 被災住宅の応急修理支援
→ 4ページへ
問 都市建築課 ☎53-8429
- 被災家屋などの解体撤去
→ 6ページへ
問 環境課 ☎53-8421
- 被災者生活再建支援金の支給
→ 7ページへ
問 防災交通課 ☎53-6880

仮設住宅に入居したい

- 建設型応急住宅(仮設住宅)
→ 4ページへ
問 都市建築課 ☎53-8429
- 賃貸型応急住宅(みなし仮設)
→ 5ページへ
問 都市建築課 ☎53-8429

災害ごみの受け入れ

→ 6ページへ
問 環境課 ☎53-8421

義援金の第一次配分

→ 8ページへ
問 義援金配分委員会事務局
(石川県健康福祉部企画調整室)
☎076-225-1412
福祉課 ☎53-3625

災害弔慰金・災害障害見舞金

→ 8ページへ
問 福祉課 ☎53-8418